平成２３年（フ）第１８４６９号
東京都八王子市下柚木３丁目３－３－209
破産者　松野　洋一
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７０号
東京都八王子市下柚木３丁目３－３－209
破産者　松野のり子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３号
神奈川県川崎市川崎区浅田１丁目６番地１－209号
破産者　有限会社マツハシ通商
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０７号
東京都八王子市元横山町２丁目５－21－201
破産者　高久　　巧
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４号
東京都足立区栗原３丁目29－10－504
破産者　三上　惠子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６９号
東京都墨田区緑２丁目14－７－704
破産者　田原奈津子（旧姓益嶋）
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９６号
東京都杉並区天沼３丁目12－21－201
破産者　川端　庸貴
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７号
川崎市川崎区四谷上町25番地17
破産者　新京工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
川崎市宮前区馬絹1248番地
破産者　大門建設株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
川崎市中原区小杉町３丁目256番地
破産者　京浜住宅産業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
埼玉県越谷市南荻島2032番地６
破産者　株式会社サンユープリーツ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
埼玉県草加市稲荷３丁目３番15－105号
破産者　株式会社宮里建装
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５９３８号
東京都千代田区一番町10　相模屋第３ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山４丁目20番20号
破産者　株式会社フイルマジ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６５０号
東京都葛飾区堀切１丁目37番12号
破産者　有限会社廣石鍍金
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５２号
千葉県松戸市松戸1235－１－201、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目５－53－405
破産者　畠山　勝浩
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１６号
千葉県君津市常代３丁目２番３号
破産者　有限会社グラシアホーム
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１７号
千葉県君津市陽光台１丁目５－14
破産者　齊藤　雅弘
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８３８号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目36番地の22
破産者　有限会社マルマサ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１２号
埼玉県三郷市栄２丁目125－１　ベルメゾンテクノ２号室
破産者　川島　育雄
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０３５号
東京都練馬区豊玉南１丁目13－２
破産者　松田　秀一
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８３５号
東京都練馬区光が丘２丁目４－11－614
破産者　高橋恵美子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５１号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目１－２－306
破産者　大澤　収司
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部